

賠償補償制度のご案内

株式会社福重

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
株式会社福重では、レンタル機械のご利用期間中に、
万一の事故が発生した場合に補償できる
株式会社福重の「賠償補償制度」をご用意いたしております。
昨今まことに遺憾ながら、工事現場において建設機械（運行中の車輛）の
破損事故・人身事故等が多数発生しております。
このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する
様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。
是非「福重 賠償補償制度」へのご加入をお願い致します。

■ 補償内容

〔賠償補償制度〕

対象機種	補償内容	お客様ご負担金(1事故)
油圧ショベル、クローラダンプ	対人 1名 1億円	※ 1事故につき 10万円
タイヤショベル、ブルドーザー	1事故 3億円	
フィニッシャー、コンプレッサー	対物 1事故 1,000万円	
発電機、グレーダー	お客様がオペレーションミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する損害賠償金を補償いたします。	
タイヤローラー、マカダムローラー等		

- 補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
- 免責金：事故発生時に、1事故毎にお客様にご負担いただく金額です。
※ 1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。
- 休業損害：レンタル車両、機械の全損、修理期間中の休業（休車損害）はお客様にご負担していただく場合がございます。

●●● 補償の対象となる損害 ●●●

■ [賠償責任補償] レンタル機械使用中の賠償責任を補償いたします

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲以内)を補償いたします。

【注意1】貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険を優先させていただきます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合は過失相当を按分させていただく場合がございます。

【注意2】人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)を、優先させていただきます。

【注意3】示談は、弊社と相談の上、お客様で進めていただきます(示談交渉無し)。
また、弊社へ届出無しに示談した場合、補償できない場合がございます。

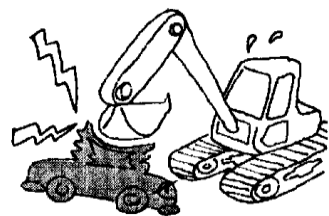
【賠償補償事故例】

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回中、誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 掘削作業中に誤って埋設してあった水道管[ガス管、埋設ケーブル等]を破損してしまった。
- ブルドーザーで作業中、操作を誤って下請け人をケガさせてしまった。
- 油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 油圧ショベルを旋回中他社の発電機にぶつけて破損してしまった。
- 油圧ショベルでガラを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- 掘削工事中に誤って埋設してあった水道管(ガス管・光ファイバーケーブル)を破損させた。
- 油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- 油圧ショベルでガラを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- 掘削工事中に誤って埋設してあった水道管(ガス管・光ファイバーケーブル)を破損させた。

賠償事故

建設機械で第三者の財物を破損した。

A社のオペレータが駐車中の乗用車を破損した。

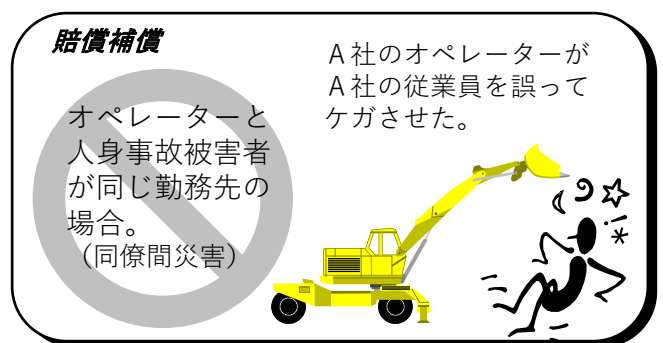
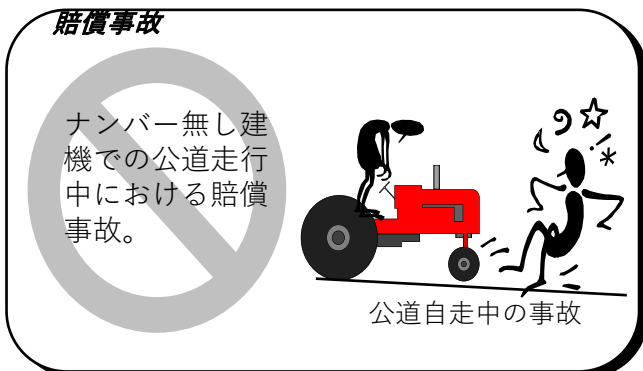


[賠償責任補償]

- 「総合補償制度」に加入していない場合(補償料を領収していない場合)
- 故意、重大な過失または、重大な法令違反による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
- 地震、津波、噴火、水災など天災によって生じた損害
- 事故に関わる間接損害*1
- 車両系運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
車両系資格=各々レンタル機械を操作するための資格*2
- 事故発生時の連絡が遅延した場合
 - *1 事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車輛修理期間休車補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
 - *2 参考:別紙「資格一覧表」をご覧ください。
- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合。
- 加入者※1 の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害※2
- 重大な法令違反によって生じた損害
- 自動車の所有、使用、管理に起因する損害

※1 【注意】加入物の範囲は、①借主の下請人、元請人等現場関係作業者をいいます。

※2 【注意】他社からレンタル中の機械を破損した場合補償対象とはなりません。



(1)まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで、可能な応急処置を行うことが最優先です。

(2)路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車両を安全な場所へ移動させて下さい。または物損の場合も同様に、損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

(3)警察へ事故の届出を

- ①事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。)
(道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。)
- ②盗難事故(車両・機械等)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
- ③その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をして下さい。

(4)ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず、事故の内容をご連絡下さい。

- ①事故発生の日時
- ②事故発生の場所
- ③お客様のお名前・ご住所・ご連絡先(TEL、FAX、ご担当者名)運転者のお名前・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号または登録番号・損害の内容及び程度。
- ④事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度等も)
- ⑤相手のお名前・ご住所・ご連絡先(TEL、FAX)・会社名等
(物損事故)…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故)…ケガの内容、病院名、電話番号
- ⑥搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

※人身事故の場合は、被害者へのお見舞いをお願いいたします。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

資格一覧表

機 械 名	区 分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ブルドーザー	機体重量3t未満		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ローラー	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	ローラーの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械(ローラー)	技能講習
クローラダンプ ホイールキャリ	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	普通免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック	最大吊上1t未満	普通免許以上	小型移動式クレーンの運転(玉掛)	特別教育
クローラクレーン	最大吊上1t以上5t未満	(クレーン付トラック)	小型移動式クレーンの運転(玉掛)	技能講習
アーティキュレートダンプ	機体重量3t以上		車両系建設機械(整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ゴンドラ			ゴンドラ作業の業務	特別教育
タワークレーン	最大吊上5t未満		玉掛	技能講習
			クレーンの運転	特別教育

ご注意

◆ご注意

- ①この補償制度は当社の補償制度に加入された方のみ適応されます。
- ②この補償制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
- ③免責金とは事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。
- ④警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て下さい。届出を怠った場合、補償対象とならない事がございます。
- ⑤盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
- ⑥事故発生時はただちに当社にご連絡下さい。遅れると補償できない場合がございます。
- ⑦賠償金の確定・示談の決定などには保険会社の承認といたします。
万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。
- ⑧貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- ⑨過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金をご負担となります。
- ⑩当社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
- ⑪各補償制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。
- ⑫補償につきましては休車料は含まれておりません。
- ⑬この補償制度のご案内に記載されている免責規定は主な事例を挙げたものであり、その他については当社契約保険会社の規定に準じるものといたします。
- ⑭建設機械・器具の修理につきましては、メーカー指定工場とさせていただきます。
- ⑮この総合補償制度のご案内は、平成30年2月1日現在のもので、世情の変化により予告無く内容を変更する場合がございます。

営業所一覧

本社

〒960-0101 福島市瀬上町北中川原5-1

TEL 024-553-5960

FAX 024-553-8494

二本松営業所

〒964-0875 福島県二本松市槻木246-1

TEL 0243-22-7588

FAX 0243-22-7589

いわき営業所

〒972-8314 福島県いわき市常磐馬玉町数馬16

TEL 0246-58-8881

FAX 0246-58-8882

須賀川営業所

〒969-0400 福島県岩瀬郡鏡石町鏡沼43-1

TEL 0248-92-3380

FAX 0248-92-3390